

豊饒の射水

射水市議会
社民党議員会

さわむら おさむ
澤村 理
議会活動報告

2012年11月発行

No.6

新湊大橋の開通を活性化の起爆剤に

過ぎしやすかった秋があつという間に過ぎ去り、立山の冠雪とともに本格的な冬がすぐそこまで迫っているような気配となっていますが、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

さて、去る9月23日に、私たち市民の長年の念願であつた新湊大橋が開通し、射水市の新しいランドマークとして大きな存在感を放っています。この大きな財産を生かすも殺すも私たち市民次第であると言われていますが、交流人口の拡大の起爆剤として有効に活用していくことが求められているのではないのでしょうか。

市政においては、この他にも様々な動きがありました。6月定例議会以降の活動概要をご報告いたします。



平成24年6月定例会

二度目の代表質問を行う

議員となつてから二度目の、会派を代表しての質問を行いました。防災対策や住宅政策などについて質問しました。

問一 防災・減災対策の推進について

① 飛越地震時の多大な被害状況を踏まえた液状化可能性マップの再精査について

去る3月末に、県は、呉羽山、能登半島沖、糸魚川沖の断層による地震が起きた場合の津波シミュレーション結果を発表した。特に、呉羽山断層の場合は、射水市に1分で最大3・1mの津波が到達するとの予測である。これらの地震が起きる確率は3千年から5千年に一度程度ということだが、市民の生命・財産を守るためにできることから対策を講じることが求められているのではないかと。

このシミュレーション結果が発表されて以来、私も津波にばかり意識がとられがちになつているが、地震の揺れそのものによる被害を最小限に抑える努力を忘れてはならない。県内では、過去4百年余りの間に少なくとも4回、大きな被害を伴う地震があつたと古文書に記されている。特に、1858年の飛越地震は、マグニチュード7・0以上と推定されている。この地震の被害は、死者百人未満、全半壊家屋1千軒前

後ということだが、平野部において広範囲に地割れや液状化、土地の隆起・陥没が起きていたことが、新潟大学災害・復興研究所の研究で明らかになつている。それによると、射水平野内で24万歩余りの広さ、つまり約80鈔に及ぶ田んぼに液状化の被害があつたとのことである。過去に液状化現象が発生した場所は、強い地震が起これば再び液状化する可能性が高いと言われている。こういうような広い範囲にわたる液状化現象に対して有効な対策を講じることが相当困難なことと思われるが、危険度の目安を周知することは可能ではないか。平成10年度に当時の国土庁が策定した液状化ゾーニングマニュアルに基づいて平成22年に市が作成した液状化可能性マップでは、埋立地以外の射水平野はほぼ一様に中程度の危険度となつているが、潜在的に危険度の高い地域があるのではないか。14年前に策定されたマニュアルに基づいたものであるし、マップ作成後に東日本大震災、呉羽山断層地震の被害想定の見直しということもあつた。国に液状化ゾーニングマニュアルの改訂を求めることはもちろんのこと、飛越地震などの史実を精査したうえで液状化可能性マップを改訂する必要があると考えるが、当局の見解を問う。

答弁（都市整備部長）平成22年に作成し、平成23年に全戸配布した地震防災マップの液状化可能性マップは、地形及び地質に基づき分類し液状化が起こりうる可能性を推定しているものであるが、既存住宅における液状化の対策については、その有効な対策をたてることは相当困難である。また、このマップのように市民を対象に情報提供するようなものについては、幅広い世

代の皆さんが容易に理解していただけるよう出来る限り簡易で解りやすいものである必要があり、現在のマップは地域の地震に対する危険度を認識する啓発資料としてのその目的は十分に達成している。加えて、震災後に県が行った被害想定も、市が作成したマップとは手法は違いますが似たような結果が出ており、この点からも、現時点では指摘のような改訂は必要性が無いと考えている。

しかし、マニュアル改訂に限らず、地震・耐震に関する情報について、今後とも関係機関との連携を密にして情報収集に鋭意努めていく。

② 「射水市耐震改修促進計画」の目標達成見込みと再改訂について

呉羽山断層で地震が起きた場合、射水市の建物の全・半壊は5万3千棟以上にのぼると予測されている。津波が来る前に建物の下敷きになっただけでは、避難することもかなわないので、公衆性の高い施設はもちろんのこと、一般住宅の耐震化の促進は、大きな課題ではないか。平成19年に策定された「射水市耐震改修促進計画」では、平成27年度末までに住宅の耐震化率を85%までに高めるとされている。その後、東日本大震災があり、呉羽山断層の被害想定も見直されたという大きな状況の変化があった。

このような中、一般住宅の耐震化の進捗状況と今後の見込みはどうか、また、耐震改修促進計画の改訂をどのように進めるのか見解を問う。

答弁(都市整備部長)「射水市耐震改修促進計画」は、平成19年に策定し、その後平成22年に改訂しており、住宅の耐震化率を県同様に85%とする目

標を掲げている。地震の被害を軽減するためには、住宅の耐震化が重要であり、木造住宅耐震改修支援事業による補助や、税制面での支援措置などの制度を設けているが、費用負担が大きいこと、改修工事に一定期間かかるため生活面での煩わしさ等の問題により、過去3ヶ年の耐震工事の戸数は10戸であり、住宅の耐震化率は平成22年度の52%から、ほとんど進んでいないのが現状である。今後は、関係機関と協力し、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に係る普及啓発活動を実施しながら耐震化の促進に努める。また、耐震促進計画の見直しについては、国の動向を見極め期間延長等を検討している。

③ 防災意識の向上及び防災教育の取組方針について

去る5月に開催された「射水市防災講演会」を拝聴して非常に感銘を受けた。特に、広域首都圏防災研究センター長の片田先生は、「大いなる自然の営みに畏敬の念を持ち、行政に委ねることなく、自らの命を守ることに主体的たれ」という信念に基づき、「想定にとらわれるな」、「最善を尽くせ」、「率先避難者たれ」という避難三原則を、力強く説かれていた。片田先生は、釜石市で防災教育に取り組まれ、その結果、あの津波が来ても小中学校生の99・8%を生存させたという奇跡を成し遂げた方であり、子どもたちへの防災教育がいかに重要なことなのかを痛感させられた。その逆に、釜石の津波ハザードマップで安全とされた地区で、多くの大人の方が亡くなられていることから、ハザードマップを鵜呑みにすることの危険性も思い知らされた。

このことから、市民一人ひとりの防災意識の向上や、「自分の命は自分で守る」という防災思想が市民や子どもたちに根付かなければ想定外の災害を生き抜くことはできないと感じた。本市においては、子どもたちへの防災教育、あるいは市民の防災意識の向上に、今後どのように取り組むのか方針を問う。

答弁(市長) 東日本大震災の教訓から、人的、物的被害を軽減する減災への取組が極めて重要であるとの認識を新たにしているが、市民にも大震災発生以降、「自分の身は自分で守る」という「自助」の重要性が再認識されており、災害に対する住民の意識が高まってきていると感じている。本市では、この機会を捉え、より一層の防災意識の向上及び防災教育の推進に向けた取組を実施してきている。

まず、海岸部の堤防等に津波注意看板、全市の屋内指定避難所及び沿岸部の電柱に海抜表記看板を設置し、意識啓発を行ったところである。また、この5月に初めて射水市防災講演会を開催し、住民一人ひとりが災害に対してどのように備えるかについて考えていただいた(9月にも開催済み)。その他にも、地域振興会を対象に「射水市地震防災マップ」及び「射水市避難所開設・運営マニュアル」に関する説明会の開催や各家庭、地域における災害への備えをテーマとした市政出前講座を実施してきている。さらには、今年度作成する津波ハザードマップを活用したワークショップも実施し、津波避難に関する意識啓発を行う予定である。今後も、防災を考えていただく機会を増やし、一人ひとりができる減災につながる対策や災害への備え、ま

た、自主防災組織への参加の一層の必要性・重要性を啓発しながら、各家庭や地域における防災力の向上に努めたい。

子どもたちへの防災教育については、小中学校において、身近に起きる危険を予測・判断し、進んで安全に行動する能力と態度が身に付くよう、教育活動全体を通して児童生徒に指導していくことが重要と考えている。特に、定期的な避難訓練は、地震、津波、火災、不審者対応を想定したものとなっており、その状況に応じた適切な行動が身に付くよう繰り返し指導が行われている。また、学校ごとに津波を含む自然災害を想定した危機管理マニュアルの作成も予定されており、緊急時の防災体制の強化を図ることとしている。引き続き、命の大切さと災害の怖さ、そして普段からの準備と心構えの大切さについて、児童・生徒に指導していきたいと考えている。

問二 子ども・子育て新システムについて

この新システム関連法案については、民・自・公3党修正協議の中で、民主党が「総合子ども園」の創設を断念し、「認定こども園」を拡充する現行法改正で対応するとした。この間の議論の進め方や対応に対して、地方自治体の立場から、①議論を進める中に当事者である保護者や事業の実施主体である地方自治体の意見が加味されていないこと、②自治体はもろろんのこと利用者、国民には一切その理念や制度設計が周知されておらず、準備期間が不十分であること、③財源に消費税増税分を充てるとしていることから、もし制度を充実しようとするとさ

らなる消費税増税が求められることなどについて、強く国に対応を迫っていかねければならないと考えるが、当局の見解を問う。

答弁（福祉保健部長） 子ども・子育て新システムへの移行は、現在の子育て支援制度の大きな変更を伴うものであり、国民の理解が不可欠である。従って、その周知については、国の責任において事前にかつ十分になされる必要がある。また、制度設計に当たっては、政府の少子化社会対策会議が策定した「子ども・子育て新システムに関する基本制度」の冒頭文にあるように、「子どもの最善の利益を考慮し、幼児期の学校教育・保育のさらなる充実・向上を図るとともに、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう」地方自治体等関係者の意見が十分に反映されなければならないものである。

既に全国市長会から国に対して、新システムの本格実施に当たっては、十分な周知と準備期間が必要であること、また、国の責任において恒久的財源を確実に確保すること、さらには、制度の詳細の検討に当たっては、自治体と丁寧な協議を行い、その意見を十分に反映させることなどについて提言・要請しているところであり、本市としても、今後ともあらゆる機会をとらえて国へ働きかけていく。

問三 市民病院の診療棟の耐震化改築について

① 改築の進め方について
市民病院は、災害に強い防災医療拠点とするため、診療棟の耐震化改築を進めることとなった。これから基本構想を策定し、基本設計、実

施設設計の後、着工に移るものと思うが、当然、工事期間中においても診療を止めるわけにはいかない。診療を続けながらも、どのように改築を進めようとしているのか、その基本的な方針を問う。

答弁（病院事務局長） 診療棟の耐震化改築については、医師等病院スタッフの意見集約を行っているが、前提条件として、改築に当たっては①診療棟は全面改築すること、②現在の病院敷地内で改築すること、③診療を継続しながら改築することを基本条件としており、今年度中に基本設計を完了する予定としている。

② 救急部門の充実について

救急部門の充実については、以前、救急棟の整備が一旦計画はされたものの、立ち消えとなった経緯がある。その後、「循環器センターが動き出し、広域医療圏における本格的な循環器救急受け入れ態勢が整う頃に改めて救急棟の設計、整備について検討する」とされてきた。

当然、医療スタッフの確保が大前提であると考えているが、今回の診療棟改築にあわせて救急部門の充実をいかに図ろうとしているのか見解を問う。

答弁（病院事務局長） 今回の診療棟整備計画は、過去に提起されていた救急棟の整備計画とは異なり、昭和52年建設で建築基準法上の耐震基準を満たしていない診療棟を一括して整備しようとするものである。

現在の診療棟には救急部門も含まれており、救急室利用患者数は年々増加傾向にある。加えて、東日本大震災以降、市民の防災意識も高まりを見せており、射水市民病院が射水市の災害

医療拠点としての役割を担うことも踏まえ、指摘のとおり医療スタッフの確保という課題はあるものの、今回の診療棟の改築に併せて救急部門の施設整備を充実させ、市民の医療ニーズに的確に対応していきたい。

問四 既存市街地の住宅政策について

既存市街地の空洞化の現象面として、空き家の増加という問題がある。本市だけでなく全国的な問題であるが、すでに県内では、富山市をはじめとして複数の自治体が空き家解消をめざした施策を展開している。本市においては、昨年度、空き家実態調査を取り組まれ、これからその所有者に意向調査を実施することである。

しかしながら、空き家という現象面だけに捉われて空き家だけに絞って対症療法的にいろいろな施策を展開しても、根本的な解決にはつながらないのではないか。市街地で空き家が増え続け人口が流出していく根本的な原因は、住宅環境が現代のライフスタイルに合わなくなってしまうからではないか。

それならば、人口流出を留め、逆に流入してくるように、既存市街地の住宅環境の改善を促進する施策を積極的に展開するべきではないか。国全体の人口は減少の一途で右肩上がりの経済成長も当分望めないということからも、持てる資産である既存市街地を有効に運用すべきではないか。

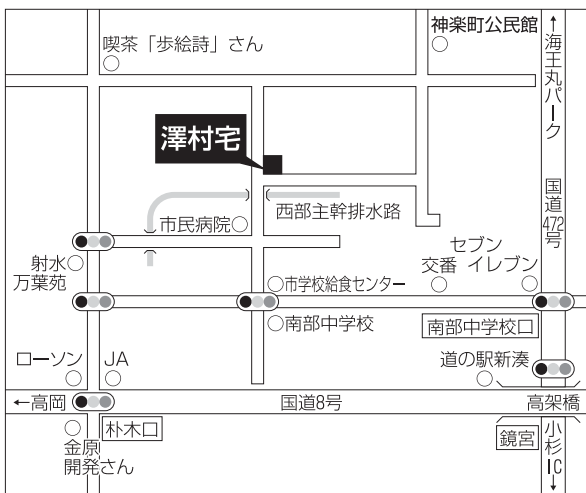
医療費無料化などにより「子育てするなら射水市で」が定着してきている。次は、「住まいをするなら射水市で」をめざした住宅政策の充実

をするべきと考えるが当局の見解を問う。
答弁（都市整備部長） 指摘のとおり、従来の住宅環境が現代のライフスタイルに合わなくなったことを初め、もろもろの要因により既存市街地の空洞化が見受けられる。

本市で平成22年度に策定した「射水市住まいまちづくり計画」でも空洞化が引き起こすさまざまな問題解決のために、住宅と住環境の一体的な改善対策が必要であるとしている。その対策の一環として、空き家実態調査を行い、利用可能な空き家等の把握に努めるとともに、空き家対策に関する庁内連絡会議で今後の利活用や除去について、また政策アドバイザーの指導を得て、人口流出の歯どめとともに、人口流入となるよう各種定住施策についても協議検討しており、今後住宅環境の向上に努める。



ご意見をお聞かせください!



澤村 理の自宅：〒934-0054 射水市神楽町55 (市民病院のすぐ近くです。) TEL 0766-84-0655 / FAX 0766-84-0695 E-Mail : o_sawamura@po9.canet.ne.jp

澤村 理へのご意見・ご要望・激励をお待ちしています。

平成24年9月定例会

議員定数削減(4名減)が可決

9月議会では、質問は行いませんでしたが、大きな動きとしては、議会最終日に「議員定数条例の一部改正」が議員提案され、賛成20票、反対5票で可決しました。

私は、①一人ひとりの市民からますます市政議員)が遠いものとなり、民主主義の低下を招く、②一部の有力者や資産家などが議会の多数を占めることによって、普通の市民の声が議会に届きにくくなることなどの理由により、社民党派の皆さんとともに反対票を投じました。

いずれにしても来年の市議選は定数22を争う非常に厳しいものとなります。二期目に挑む決意を新たにしておりますが、皆様の最後まで厚いご支援を心からお願ひ申し上げます。